

地方税等に関する事務全項目評価書（一部変更・素案）の概要

地方税等に関する事務全項目評価書は、地方税等に関する事務における特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報のファイル）の取扱いに関して、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言したものです。

○ 評価書の内容

I 基本情報（評価書 3～12 ページ）

評価対象の事務の全体像を把握するために、評価対象の事務全体の概要及び使用するシステム、特定個人情報ファイルを取り扱う理由等、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容を記載しています。

II 特定個人情報ファイルの概要

評価対象の事務において取り扱う 4 つの特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスを把握するため、対象人数、記録項目、利用者数、特定個人情報ファイルの取扱い、保管期間等、特定個人情報ファイルの特徴を把握する内容を記載しています。

（1）課税台帳ファイル（評価書 13～25 ページ）

特別区民税・都民税等に係る申告書、給与支払報告書等の賦課資料、特別区民税・都民税等に係る所得金額、所得控除額、税額等の賦課情報を記録するためのファイル。

（2）収納管理情報ファイル（評価書 26～30 ページ）

特別区民税・都民税等の収納情報を記録するためのファイル。

（3）軽自動車税情報ファイル（評価書 31～37 ページ）

軽自動車税の賦課収納情報を記録するためのファイル。

（4）滞納整理情報ファイル（評価書 38～45 ページ）

特別区民税・都民税等及び軽自動車税の滞納情報や調査結果等を記録するためのファイル。

（別添）特定個人情報ファイルの記録項目（評価書別添 2）

ファイルに記録されている項目を列挙

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（評価書 47～55 ページ）

評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載しています。II の記載を踏まえ、例示されている各リスクに具体的にどのように対応しているかを確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを検討しています。

○特定個人情報の入手 ○特定個人情報の使用

○特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ○特定個人情報の提供・移転

○情報提供ネットワークシステムとの接続 ○特定個人情報の保管・消去

Ⅳ その他のリスク対策（評価書 5 6 ページ）

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載しています。

Ⅴ 開示請求、問合せ（評価書 5 7 ページ）

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、ファイルの取扱いに関する問合せについて記載しています。

Ⅵ 評価実施手続（評価書 5 8 ページ）

しきい値判断結果（評価の範囲）、区民の意見聴取の方法・第三者点検などについて記載しています。

○ 一部変更の概要

軽自動車税に係る納税通知書の電子化及び税務事務に係る照会回答の電子化に伴い、これらに関連する箇所を変更しています。併せて、法令改正や業務の委託先変更等により軽微な修正を行っています。主な変更点は次のとおりです。

（１）特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容について、軽自動車税に係る納税通知書の電子化を踏まえた修正（評価書 3 ページ、及び評価書別添 1）

（２）特定個人情報の提供先に関する事項について、税務事務に係る照会回答の電子化を踏まえた内容に修正（評価書 2 3、3 6、4 4 ページ、及び評価書別添 1）

※評価書別添 3 にて変更箇所の一覧を掲載しています。

○ 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報のファイル）を取扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において宣言することです。

平成 25 年 5 月 31 日に公布された番号法に基づき、社会保障・税番号制度（以下、「マイナンバー制度」という。）が運用されています。区民の皆様一人ひとりに個人番号が付番され、社会保障、税、災害対策の 3 分野で平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の利用が行われています。

マイナンバー制度は、行政運営の効率化を図るとともに、国民にとって利便性が高く、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものです。その一方で、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点から懸念が生じることのないよう、リスクを分析し適切な措置を講じるなど、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぐ必要があります。そのため、特定個人情報を扱う機関は、その事務ごとに番号法で義務付けられている特定個人情報保護評価を自ら行い、個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、より主体的な措置を講じることが期待されています。また、一定規模以上の事務については、評価書を公示し、広く区民の皆様の意見を求めるものとされています。

中野区においては、国の特定個人情報保護委員会が定めた規則及び指針に基づき、特定個人情報保護評価を適切に実施しています。